

キーワード：J・ハーバーマス コミュニケーション的行為の理論 トゥールミンモデル 評論教材

## 1. はじめに

学習指導要領は教育基本法や学校教育法に基づく。教育基本法や学校教育法には、個を確立することだけではなく、社会の形成に参画しその発展に寄与する態度を養うことが掲げられている<sup>1</sup>。

これまで国語科教育での言語能力の育成が、社会の形成者として社会発展に寄与できる人間を育成することにおいて、どのような役割を果たしているのかについて国語教育研究における議論がより一層求められる。

そこで、社会形成に関わる議論を展開する一つの視点を評論に着目したい。高等学校国語科で取り上げられる評論教材は様々な事象について議論を促す特性をもつ文章として捉えることができる。このような特性をもつ評論教材は、社会形成能力の育成に密接に関係する。

しかし、「読むことの学習指導は、周知のように国語科教育が従来もっとも多く時間と労力をかけて実践してきた領域である。したがって、その研究も理論面、実践面ともに量的に多く、その内容は多様であり、多岐にわたっている」<sup>2</sup>とされるにも関わらず、小山(2009)が「戦後も六十年が経過する中で振るっていないのが、評論指導」というように、評論に関わる研究はまだ発展の途上にある。

稿者は、評論教材に関する研究が少ない背景には評論教材の扱いが理論的に保証された方法論が未確立であることがあると考えている。そこで、方法論を保証する理論として、J・ハーバーマスのコミュニケーション的行為の理論に着目している。

この理論を方法論として援用することの有効性を検証する過程で、「未来世代への責任」(第一学習社『高等学校 改訂版 現代文』2007年検定版)の評論教材を分析した。

本稿では、その分析結果を示し、評論教材としての価値を考察する。併せて、コミュニケーション的行為の理論が評論教材の分析に有効であることを検証したい。

## 2. コミュニケーション的行為の理論の教材分析への援用可能性

### 2-1. コミュニケーション的行為の理論の基本的構成について

コミュニケーション的行為の理論は、ハーバーマスが批判的社会理論を構築するための基礎理論として、他の研究者との論争を行う中で、研究されてきた。

以下に、コミュニケーション的行為の理論の基本的構成についての稿者の理解を述べる。

ハーバーマスは、システムによる植民地化から起こる弊害に対し、生活世界の潜勢力によって乗り越えることを展望する。その潜勢力は、市民によるコミュニケーション的行為によって形成される公共性(による力)のことである。

コミュニケーション的行為とは、批判可能な妥当性要求を掲げながら、コミュニケーションの相手との了解を志向した行為である。その妥当性要求に対して根拠に基づきながら理解したり批判したりして、コミュニケーション参加者は相互的な調整を行う。もし妥当性自体に疑義が生じた場合にはコミュニケーション的行為の反省的な段階である討議へと移行する。

妥当性要求には、三つの側面がある。1) 自分の発言内容は言及されている事態を客観的事実に照らして適切に表現しているという真理性要求。2) 自分の発言行為は社会的規範に則っているという正当性要求。3) 自分の言語表現は自分の気持ちや意図を的確に表している誠実性要求の三つである<sup>3</sup>。妥当性要求の受け手はとりわけどの側面から理解してほしいかを判断することができるとされる。ただし、批判はどの側面からしてもよい。

他者の妥当性要求を理解するにあたっては、文脈が重要な役割を果たす。文脈がことばの意味を決める。この点で、ハーバーマスは語用論の立場をとっている。また、理解は、非明示的な論理を推測することにより成立する。その際、コミュニケーション

相手の立場に立って論理を補う必要がある。

他者の妥当性要求を批判するにあたっては、そうした理解に基づきながら、批判の根拠によらない一致は、合意とは見なされない。具体的には、感情や気分による事実的な一致は合意とは理解を伴った一致とは異なるとされる。根拠によらなければ（コミュニケーション的な）合意に至らない。そうした相互批判を通じ理解が深められることにもなる。

討議はコミュニケーション的行為の高次の形態である。コールバーグの道徳発達論における段階6相当の発達が必要とされる。

討議においては、それまで事実として妥当してきたことが、存在するかもしれないし存在しないかもしれないという仮説的な態度で望むことができなければならない。法や道徳、価値といった領域についても同様である。

主題となる妥当性に基づいて、事実などを問題にする理論的討議、法や道徳などを問題にする実践的討議などに類型化される。

また、コミュニケーション参加者すべての観点に立つことができなければならない。

そして、遂行的矛盾を犯さずに、論証の力によって合意に至ろうとしなくてはならない。

このような条件を持つ討議は、事実的には不可能である。全員が対等な立場に立って議論をすることは現実的にありえない。しかし、そのような条件（理想的発話状況）を不可避の先行仮定として先取りしてコミュニケーションを行おうとしなければ、正統な合意が得られないとしていることに注意が必要である。

## 2-2. コミュニケーション的行為の理論を援用することの意味

このような構成をもつコミュニケーション的行為の理論によって評論教材の考察を行う意味を、この理論が社会形成とコミュニケーション能力とを包括的に捉えていることに、稿者は見出している。

ハーバーマスがコミュニケーション的行為を主題としたことの意味には、コミュニケーション的行為により市民が公共性を形成することで、システムに対抗する可能性を見出すことがある。討議のモデルとしてトゥールミンモデルを援用するなど、論証を中心としたコミュニケーションにその可能性を特に見出している。コミュニケーション的行為の理論は、

言語的なコミュニケーションによって社会形成・発展を目指すための理論と捉えることができよう。

すでにハーバーマスのコミュニケーション的行為の理論は、国語科では話すことや聞くことといった音声言語によるコミュニケーションに関する領域で取り上げられてはいる<sup>4</sup>。しかし、評論教材の読みに適用する研究は少ない<sup>5</sup>。

評論教材の内容には社会的問題が取り上げられることが多い。そうした社会的問題は、社会的問題に関する合意形成をコミュニケーション的行為によって実践するのに適していると考えられる。これによって討議に関する能力が育成されるならば、よりよい社会の形成につながりうる。

こうしたことから、コミュニケーション的行為の理論を、評論教材の読みに際して援用することを試みる。

## 3. 「未来世代への責任」について

「未来世代への責任」（以下、本文）の筆者は、経済学者の岩井克人である。初出は2001年8月3日付の『朝日新聞』の夕刊で、「思潮21」欄（文化欄）の「未来世代への責任」による。当欄は五百旗頭真、入江昭の三氏が毎月、交代で執筆していた。

原文との異同として、仮名や漢字、ルビの有無など表記上の相違がある。また、教科書は全文連続しているが、原文には②段落、⑩段落、⑬段落のあとに行あきがある。また、原文では見出しとして「未来世代への責任」と「経済学の「論理」と環境問題の「倫理」」が掲げられている。「岩井克人のWebページ」<sup>6</sup>では後者をタイトル扱いにしている。ほかに、原文では「東大教授」であることが記されている。

本文は21の形式段落から成り立つ。要旨は、「「倫理」を否定する私的所有制を基盤にした経済学者の論理は環境問題を解決するかのようには思われる。しかし、未来世代の権利は代行不可能なため、現在世代には「倫理」が再び必要となる。だが、その「倫理」は現在最も枯渇した資源であり、環境問題は非常に困難な問題であることが浮き彫りとなった。」とまとめられる。

本文前半で「倫理」を否定した経済学の私的所有制を基盤とする論理が記述される。本文後半でそうした論理は未来世代を考慮に入れると有効に機能しないことが明らかにされ、結局「倫理」が必要であ

ることが示される。しかし、その「倫理」は最も枯渇した資源であるという皮肉な結果を最後に提示するという構成になっている。

#### 4. 「未来世代への責任」の考察

##### 4-1. 「未来世代への責任」の文脈

「京都議定書の批准をめぐる最近の混乱」の内容を把握することで文脈（「言論の場（難波 2008）」）を捉えることとする。

京都議定書では、排出量取引が認められるなど「経済学の論理」が働いている。この排出量に関する義務規定などは、採択前から先進国同士、途上国同士、先進国と途上国など様々な対立があった（高村・亀山編 2002、p.2ff）。

そうした中で、2001年3月にアメリカが、経済に悪影響を及ぼすことなどを理由に、議定書からの離脱を表明した。その後、アメリカの離脱や先進国と途上国間での対立の深刻化などにより合意が危ぶまれたが（浜中編 2009、p.62）、7月に合意が達成される。この合意は、日本が主張し続けていた排出量取引が受け入れられるなど、各国の利害調整がなされながら達成された<sup>7</sup>。そして、交渉は11月にまとめ、2004年11月のロシアの批准を受け2005年2月に京都議定書は発効される。これにより、2008～2012年の五年間に、先進国に対して温室効果ガスの削減が義務づけられた。

教師用指導書<sup>8</sup>によれば、「京都議定書の批准をめぐる最近の混乱」は、アメリカの離脱・独自の温暖化防止策の表明が「混乱」を指しているとされる。たしかに本文が2001年8月3日に発表されたことを考えればその解釈は妥当だと思われるが、先進国と途上国の対立などをも含みこんでいる可能性も否定できないだろう。

##### 4-2. 「未来世代への責任」の分析

###### 4-2-1. 論証構造

こうした文脈を持つ本文で特筆すべきことは次の二点であると考え。①本文発表以前の経済学が「慣習倫理」（宇都宮・熊野編 1994、p.4ff）を問題にして論理を構築してきたことが、討議の過程として読み取れる点と、②そのように構築されてきた経済学の論理に岩井が批判を加え、さらに討議を継続している点である。

この二点に着目し、討議の過程として本文の論証

構造を捉える。論証構造を捉える際には、ハーバーマスが討議を捉えるために援用するトウルミンモデルを用いる。その際、コミュニケーション的行為論的な観点から、本文に明示されていない要素も推論によって補っていくこととする（以下、二重山括弧《 》は稿者の推測による補足）。

###### (1) 経済学者の論証

経済学者は「倫理」（根拠のない「倫理」的な常識）に対し、次のような論証を岩井は捉えていると解釈できる。すなわち、経済学者は、私的所有制により牧草が合理的に管理されることで、「元祖」環境問題が解決されるというデータ(D3)を基に、「私的所有制の下での自己利益の追求こそが環境破壊を防止する」（8段落）という結論(C3)を導く、という論証である。

###### (2) 岩井克人の論証

岩井は①の経済学の論証に対し、「経済学者の論理」のデータ(D3)を結論(C3)へ導くための《「元祖」環境問題》が解決されるならば、他の環境問題全ても解決できる》という論拠(W3)を問題にする。そして、岩井は「「未来世代」を考慮しない限り」でしか論拠(W3)は作動しないことを論駁(R3)として付加する(図1、次頁)。このことは「〈公共の〉目的を促進する」という経済学者の論理の前提をゆるがすものである。そもそも「経済学者の論理」は「他者」の利益も考慮されることが前提であるため、未来世代の「他者」を考えなくてよいということがありえないのである。

このことから、岩井は、未来世代を含めた環境問題の解決には、私的所有制では対処できず、「「倫理」的な存在となることが要請されている」（19段落）、すなわち「他者に対して責任ある行動を取ること」が必要という主張(C1)を論理的に導く。ここには、私的所有制で対処できなければ、「倫理」的な存在とならなければならないということが論拠(W1)として想定されている(図2、次頁)。

ここまで①と②で岩井は実践的討議を継続してきた。しかし、岩井は、たしかに「倫理」の必要性は証明したが、「京都議定書の批准をめぐる最近の混乱」から「「倫理」こそ地球上で最も枯渇した資源であり、それが「環境問題が真に困難な問題であることを結果的にさし示すことになった」ため

図1 経済学の論証構造

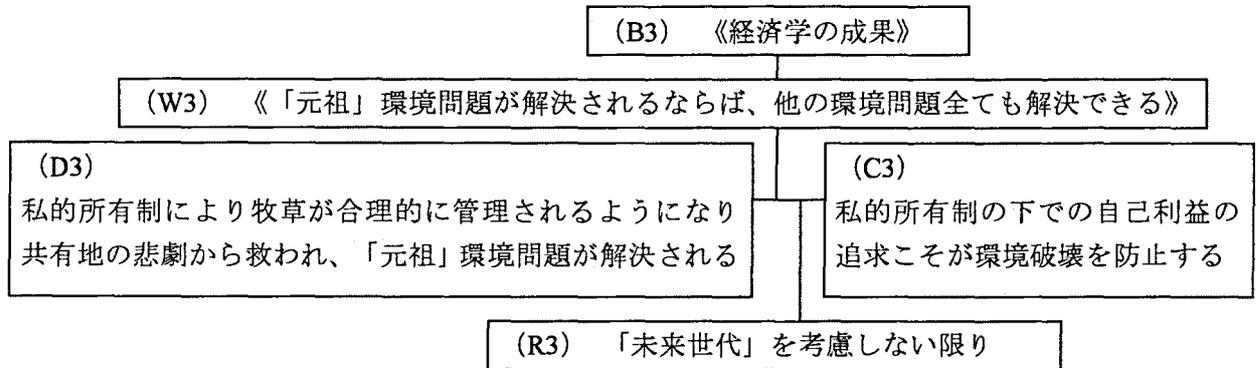


図2 岩井の論証構造 I

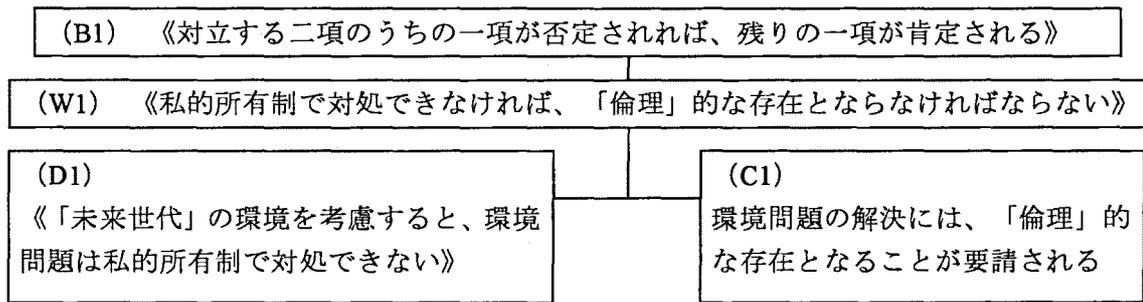
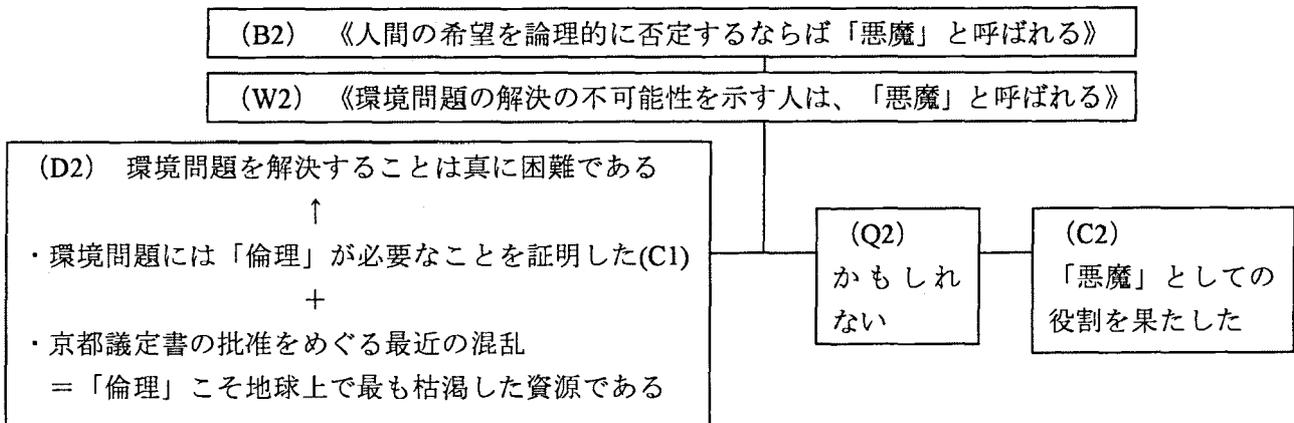


図3 岩井の論証構造 II



に、「悪魔」としての役割を果たしたといえるのかもしれないという(21段落)(図3、前頁)。

「悪魔」としての役割を果たしたといえるのかもしれないと考えるのは、人間には悲惨な結末しか待っていないことを完璧に証明したからと推測される。

「京都議定書の批准をめぐる最近の混乱」にみられるように、人が「倫理」的存在となることは困難である。だが、環境問題の根本的解決には「倫理」が必須なことを証明した。人は「倫理」的存在であることはできないのに、「倫理」がなければ環境問題は解決できないという現実を突きつけたこと(真理性要求)が、「悪魔」なのである。

#### 4-2-2. 生活世界とシステム

ハーバーマスは、社会を生活世界とシステムという二つの世界概念で捉える。コミュニケーション的行為と戦略的(・道具的)行為は、生活世界とシステムという二つの世界での行為として基本的に対応する。

生活世界は、コミュニケーション的行為が適切に執行されることによって、記号的再生産が行われ合理化が進展する。一方で、適切に執行されない場合には、再生産の障害として意味喪失、アノミー、精神疾患といった危機現象が起こるとされる。

ただし、コミュニケーション的行為が適切に執行されていたとしても生活世界の合理化が進展しない場合がある。例えば、前近代の呪術的社会において了解がある種の神聖さの権威によって付与されているような場合である。このような場合には生活世界が合理化されているとは言いがたい。この場合の合理化の進展には反省的なコミュニケーション形態である討議が必要とされる。

ハーバーマスは社会を生活世界として一面的には捉えず、物質的再生産の場であるシステムとしても捉えている<sup>9</sup>。システムにおける行為の調整は機能的になされコミュニケーションは自動化している。近代社会においては、貨幣を制御媒体とする経済システムと権力を制御媒体とする行政システムがサブシステムとして出現する。

このシステムが肥大化すると、生活世界が脅かされるようになる。それが、ハーバーマスが「システムによる生活世界の植民地化」と呼んだ事態である。

「未来世代への責任」で記述されている経済学者

の論理は市場経済というサブシステムを駆動させるということを目指するという意味で道具的である。こうした道具的合理性が増大した結果、生活世界が脅かされていることを指摘している。しかも、それは未来世代の生活世界である。

これを解決するのは、道具的合理性ではありえない。

ハーバーマスはそれをコミュニケーション的合理性によって解消しようとした。真の合意のためには「私がいつの日に対話を始めることがあるかも知れない他のすべての人々の判断を引き合いに出す」(ハーバーマス 1976, p.202) 必要がある。すなわち、そこには未来世代との対話も構想されている。こうしたことによってしか、解決の可能性はないというのである。

しかし、岩井は現実にそのような合意がありえないということを目指するのである。これは現実的に理想的な討議は起こりえないことを指摘していると捉えられる。

ハーバーマスは真の合意のためには理想的な討議を志向しなければならないと論じているため理論的な矛盾はない。しかし、これは合意の正統性を考えるときに重大な問題である。実際には現在世代のコミュニケーション能力保有者によってしか合意は達成し得ないからである。これは「未来世代」を討議によって代理するという論理はいかにして正当化できるかという問題へと転嫁しうる。そして、この問題は未だ的確な解答が出せていない問題である。

#### 4-3. 評論教材としての価値

##### (1) 討議が実践されている

本文は、岩井が経済学の論証に論駁(R)を付加した文章と捉えられる。そして、岩井の論証過程は討議の実践として捉えられる。

本文には、経済学における討議の過程が書いてあるので、討議の方法を学ぶことができる。

もちろん、そうした方法を学ぶには、本文をコミュニケーション的に理解しなければならない。つまり、上記のような論証構造を把握することが求められる。

##### (2) 討議を経験しやすい

討議がすでに進行しており、討議を経験しやすい。ここでの討議は、岩井の論理を問い直すことによ

て継続される。

そうした問い直しの一つの手として現在の文脈を考慮することがある。2011年12月に京都議定書の新体制への道筋がつけられた。京都議定書の延長への参加を日本などが拒むなどの問題はあがあるが、京都議定書で参加を見送ったアメリカや削減義務がなかった新興国も新体制に、削減義務つきでの参加の姿勢を見せている。

岩井は当時の京都議定書をめぐる「混乱」から人間が「倫理」的に行動しないことを一般化している。もちろん新体制が今後成功するとは限らないが、「倫理」が枯渇した資源とは言い切れない。このような観点から討議を継続することが可能であろう。

もちろん、岩井の論証の前提を疑うことで新たな討議を開始することもありうる。例えば、「他者に対して責任ある行動をとること」が自分の利益を追求することの対になるのかということから、新たな討議が可能になりうる。

教室を生活世界の場として。公共性を形成していくことができる。これは教室を仮想的に社会の縮図として捉えるのではない。生徒が社会の一員として公共性を形成しようという可能性を有しているのである。

#### 4-4. まとめ

本文には実践的課題について討議している、そして、この課題は現在においても重要な課題であるという教材としての価値がある。こうした文章でコミュニケーション的行為としての読みを行うためには、文脈を把握することが必須であることがわかる。つまり、社会的・歴史的事実を知らなければ、意見の一致に至ることはありえないのである。そうした意味で、「社会認識（中村2008）」が評論教材の指導でも重要であると考えられる。

#### 4-4. 「未来世代への責任」を用いた授業の可能性

##### 4-4-1. 教師用指導書の課題

(1) 教師用指導書には、教材「未来世代への責任」の「主な指導目標」に、

「文章の論理展開を正確にとらえさせる。」

「一般的に考えられているような理由で、私的所有制が環境問題の原因であるわけではないことを理解させる。」

「生徒自身にも、環境問題や「未来世代への責任」について考えさせる。」

などが掲げられている

しかし、教師用指導書が指示する「理解」は表層的に論理を把握するに留まっている。例えば、「「未来世代」については、今までの経済学者の論理では、環境問題が解決不可能であることを理解する。」という学習活動がある。この活動の指導上の留意点に「未来世代のためには、現在世代が利益の追求を抑える必要があるという主旨を理解させる。」とある。「主旨」とあるように、ここでの理解のための活動は要約と言い換えてもよいだろう<sup>10</sup>。こうした活動は、明示的な理由を把握するに留まり、非明示的な理由を明示的な情報から推論するという活動ではないのである。

(2) 論理の妥当性を問う視点がない。そうした視点があるならば、次のような活動はできないはずである。

指導書では、「まとめ」の学習活動に、「「未来世代への責任」について、各自の考えを話し合ってみよう。」とある。指導上の留意点として「環境問題以外にも、「未来世代」のために現在すべきこと…を話し合わせる」とある。

しかし、この活動は筆者の論理の妥当性を問わない限り無意味な活動である。筆者は環境問題は解決不可能であると主張しているからである。この主張に反論できなければ（筆者の主張を理解するならば）、「各自の考えを話し合う」ことはできない。

もちろんこの解決不可能であるというのは「倫理」以外によってはという意味である。しかし、それは一部の人間が「倫理」的に行動しただけでは、残りの人間によって「未来世代」の資源は奪われてしまうため、解決しない。つまり、筆者は、個人の抑制・節約などでは解決できないと考えているから、「悪魔」の役割を果たしたと考えているのである。

この場合、筆者がなぜ環境問題は解決が最も困難であるのかという理由を、推論して考えなければならぬのである。それは文章の表面上に現れていることだけを読んでも、理解することはできないのである。

このように、妥当性を問うのは、理解を深めるという意味がある。単なるあげつらいや批判を目的としているのではない。もちろん批判をしてはいけな

いわけではない。しかし、批判は、推論を経た理解の上で、それでも同意することができない場合に、根拠を挙げて行われなければならない。そうした批判でなければ、合意を目指すことはできないのである。

理解する。その上で、同意するか批判する。批判する場合には根拠を挙げ、妥当性を問い直していく。こうした過程がコミュニケーション的行為としての読みである。社会形成の能力育成には、こうした読みが必要なのである。

批判的に読むという場合、批判が目的化する場合がある。しかし、批判はあくまで合意のための手段であるべきである。

こうした指摘は、「クリティカル・リーディングのためには、まず情報を拾い出し、関連づけることからはじめなければならない」という澤口（2011）の提案にも共通するところがある。

#### 4-4-2. 実践に向けて

教師用指導書のこのような「活動例」をそのままなぞると、それぞれが「倫理」的に行動しなくてはならないという自己抑制を推奨するための教材として解釈されかねない。

これまでの教材の考察から得られる授業への示唆を示す。ここでは身につけるべき三つの目標という観点から述べる。

##### (1) 論証を推論しながら理解することができる。

これは、例えば筆者が悪魔の役割を果たしたといえるかどうかや、環境問題の解決が困難という主張には根拠があるということを理解させることによって達成できる。

具体的な活動としては図3を作成することなどが考えられる。このデータと主張がなぜつながるのだろうかと考えることなどである。

##### (2) 論証の妥当性を検証しようとすることができる。

これは、例えば岩井の「批判」の意味を考えることなどがある。

活動としては、経済学者の論証の理解の上で、岩井は論証を展開しているということ、図1を作成することによって考えさせることになる。岩井が経済学者の論理の妥当性を検証していることを

追体験するという意味がある。

あるいは、経済学者が「未来世代」を考えてこなかったのはなぜかを考えてみることである。モデルを一般化する際に、「牧草」と「大気」という再生産という点で質の異なるものを無視できるかどうかを考えようとする中で、検証の態度を学ぶことができると思う。

他にも、実際に生徒が妥当性を実際に検証することも可能である。例えば、筆者のこたばの定義を再考することである。他者に対して責任ある行動をとるということが枯渇しているとはどういうことなのかを考えることなどがこれにあたる。

##### (3) 他者と対等な立場に立って議論を展開しようとするができる。

これは、例えば、岩井と同じように、岩井を含む経済学者の論証に批判を加えることで達成できる可能性がある。その際、相手の論証を十分に理解しないと適切に批判できないということがわかる。

また、別の視点から、現在世代は未来世代という他者のことを考えることができるかを考えてみることも、対等な立場とはどういうことかを学ぶ方法となりうる。

あるいは、経済学者と岩井がなぜ主張を行えるのかを考えてみることである。すなわち、共通の前提、公共の目的の促進という前提がなければ、お互いの話は噛み合うことは永遠にないということを知ることである。「悪魔」とはいいながらも、みんなにとって最善は何かを探ろうとするという点では、誰も異なっていないということがわかる。

#### 5. おわりに

こうした考察が授業実践に寄与することができれば、それはコミュニケーション的行為の理論を援用することの有効性を示す根拠の一つとなる。そのためには実証的な研究が必要である。

実証的に有効性を示すためには、コミュニケーション的行為能力や討議能力がある（ない）状態とはどういう状態なのか、どう評価できるかを明らかにしなければならない。そして、そうした状態に至るまでに、どういう発達があるのかを示さなければならない。

また、ハーバーマスのコミュニケーション的行為の理論は、国語教育の方法論として援用するよりも

目標論・基礎論として援用することのほうがより意義が高いと考えている。今後の課題とする。

#### 【注】

- 1 例えば、教育基本法の第一章第二条には、「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」が教育の目標の一つとして掲げられている。また、学校教育法の第六章第五十一条には「個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと」が掲げられている。
- 2 全国大学国語教育学会編（2002）『国語科教育学研究の成果と課題』明治図書、p.224。
- 3 ハーバーマスは、教授の学生に「水を一杯持ってきてくれないか。」という要請があったと仮定し、それに対し次のような批判の可能性を挙げている。1）「一番近い水道でも授業終了までに戻ってこれないほど離れています。」2）「先生は私を使用人のように扱うことはできません。」3）「本当はただ先生は、他のゼミナールの参加者の前で私に恥をかかせることを意図しているだけなのです。」
- 4 例えば、村松賢一（2001）『対話能力を育む話すこと・聞くことの学習—理論と実践—』明治図書。
- 5 例えば、篠崎祐介（2012）「この村が日本で一番」（内山節）の考察—『教育学研究紀要』（CD-ROM版）第57巻。
- 6 <http://iwai-k.com/index-j.html>。
- 7 ただし、こうした合意には運用ルールが抜け穴だらけだという環境団体からの批判がある（『朝日新聞』2001.7.24、朝刊）。
- 8 第一学習社『高等学校 改訂版 現代文 指導と研究』2008年。
- 9 この社会の捉え方についてはルーマンとの論争の影響があるとされる（中岡2003）。
- 10 教科書には「学習」という課題が設けてある。その「学習」の図には、次のようにある。「環境問題が「私的所有制によっては解決不可能な問題」…であることを、筆者の論理に従って説明してみよう」。この「指導上の留意点」に「第三段をまとめさせる」とある（第三段は、⑪～⑬を指している）。

#### 【主要参考文献】

- ハーバーマス、J.（1976）「コミュニケーション能力についての予備的考察」井口省吾訳『チョムスキーと現代哲学』大修館書店（Habermas, Jürgen.（1971）Vorbereitende Bemerkungen zu einer Theorie der kommunikativen Kompetenz, Habermas, J. N. Luhmann, Theorie der Gesellschaft oder Sozialtechnologie, Frankfurt am Main）
- Habermas, Jürgen.（1981）Theorie des kommunikativen Handelns, 2 Bde, Suhrkamp Verlag, Frankfurt am Main（河上倫逸他訳（1985-87）『コミュニケーション的行為の理論』未来社）
- Habermas, Jürgen.（1983）Moralbewußtsein und kommunikatives Handeln, Suhrkamp Verlag, Frankfurt am Main（三島憲一他訳（2000）『道徳意識とコミュニケーション行為』岩波書店）
- Habermas, Jürgen.（1992）Faktizität und Geltung, Suhrkamp, Frankfurt am Main（河上倫逸他訳（2002-03）『事実性と妥当性』未来社）
- 浜中裕徳編（2009）『京都議定書をめぐる国際交渉—COP3以降の交渉経緯（改訂増補版）』慶應義塾大学出版会
- 小山清（2009）『説明文・評論授業研究』広島
- 永井彰・日暮雅夫編（2003）『批判的社会理論の現在』晃洋書房
- 中岡成文（2003）『ハーバーマス—コミュニケーション行為』講談社
- 中村暢（2008）「社会科学的説明的文章の指導における「社会認識」の有効性」『国語科教育』第63集、pp.43-50
- 難波博孝（2008）『母語教育という思想』世界思想社
- 澤口哲弥（2011）「評論教材におけるクリティカル・リーディングの可能性」全国大学国語教育学会『全国大学国語教育学会発表要旨集』第120集、pp.107-110
- 高村ゆかり・亀山康子編（2002）『京都議定書の国際制度』信山社
- トゥールミン、S. E.（2011、戸田山和久・福澤一吉訳）『議論の技法』東京図書
- 豊泉周治（2000）『ハーバーマスの社会理論』世界思想社
- 宇都宮芳明・熊野純彦編（1994）『倫理学を学ぶ人のために』世界思想社